

男鹿市条例第30条

男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 男鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年男鹿市条例第12号)

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u>が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第18条 (略)</p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用</p>

改正後	改正前				
<p data-bbox="286 288 1151 416"><u>一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="255 432 1160 683"> <tr> <td data-bbox="255 432 707 584">児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td> <td data-bbox="707 432 1160 584">利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 584 707 683">乳幼児に対する健康診査</td> <td data-bbox="707 584 1160 683">利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p data-bbox="255 699 495 730">3 及び 4 （略）</p>	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p data-bbox="1218 288 1984 320"><u>開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p> <p data-bbox="1189 699 1429 730">3 及び 4 （略）</p>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断				
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。					

（男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 男鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年男鹿市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="286 1252 510 1284">（虐待等の禁止）</p> <p data-bbox="237 1305 1137 1337">第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子</p>	<p data-bbox="1218 1252 1442 1284">（虐待等の禁止）</p> <p data-bbox="1167 1305 2067 1337">第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子</p>

改正後	改正前
<p>どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p>	

（男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 男鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年男鹿市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（虐待等の禁止） 第13条 <u>放課後児童健全育成事業者</u>の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>（虐待等の禁止） 第13条 <u>放課後児童健全育成事業</u>の職員は、利用者に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

改正後	改正前
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。